

き さ み ち く か っ せ い か け い か く
吉佐美地区活性化計画

静岡県・下田市

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	吉佐美地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	下田市	地区名(1)	吉佐美地区	計画期間(2)	平成22年度～平成24年度

目標:(3)
 「吉佐美地区」の農業用水施設のうち二級河川大賀茂川に設置された吉佐美大堰は、下田市内の8.3haの受益に用水を安定供給するために建設された施設である。昭和33年の狩野川台風で被災し、その後昭和34年に取水口及び直下流の用水路とともに改修整備された。下流側の農業用水路については、県営水田営農活性化基盤整備事業により平成7年に整備されている。同事業では、大賀茂川の両岸に広がる23.5haの水田地帯の区画整理に併せて、用排水路の分離、農道の整備が行われ、農地の高度利用を推進するための農業生産基盤の整備が実施された。
 この内、大賀茂川左岸に広がる水田地帯8.3haの受益の取水源である、吉佐美大堰(取水堰)は経年劣化による老朽化が著しく、安定的に用水を取水できない状態にあり、下流域につながる用水路も老朽化による破損などにより漏水が著しく、安定的な用水供給が難しい状態で、健全な営農活動に支障を来していることから、受益農家からの施設改修要望が高まってきている。
 このため本地区では、老朽化した農業用水施設を更新し機能確保を図ることにより、用水の安定供給による受益農家の安定的で安全・安心な暮らしを確保することで、吉佐美地区の定住人口(2,329人)の減少抑制(下田市全体の過去5カ年の平均人口減少率1.3%の半減(0.65%))を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:
 本地区は静岡県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置する下田市の東部にあり、変化に富んだ美しい砂浜と森林が織り成す海岸景観を有し、大賀茂川周辺には、はまぼう樹林地やハマユウなどの自然度の高い植生を有している。
 農用地については農業基盤整備を推進するとともに農村集落環境の整備を図り、近年においては田園景観を守るため、休耕地の有効利用を積極的に推進している。生産物は、恵まれた温暖な気候と豊富な降水量により、水稻を主体として作付が行われており、このほか近隣では、トマト、きゅうり、大根などの野菜類などの作付も行われている。

現状と課題
 本地区の取水堰は、建設後50余年が経過しており、既設コンクリート堰では、堰の河床コンクリート部と河川河床(自然河床)の境の洗堀が進み、河床コンクリートの下側に水が回り込み、空洞化している状況で、このまま放置した場合洗堀が促進され、最悪の場合取水堰の崩壊に伴う、取水機能の消失につながる。また、取水ゲートは人力により鉄板を引上げ取水しており、作業者にとって重労働であり、増水時には危険な作業となっている。また、スチール製であるため劣化による錆びも著しく、腐食の進行による機能低下も懸念される。
 直下流の農業用水路は、多自然型の石積水路であり、建設から50余年が経過していることから経年劣化による老朽化が著しく、水路底板にはインバートが施工されているものの、漏水が発生している。このため、下流域では用水不足を起こしており、営農において支障を来している。
 このため、取水堰、農業用水路を早期に更新し、下流域へ安定的な農業用水の供給を図る必要がある。

今後の展開方向等(4)
 本事業では、吉佐美地区8.3haの取水源である吉佐美大堰及び、直下流の用水路を早急に整備し、老朽化し不安定となった用水施設の補修更新をすることで、用水の安定供給による安定的な営農を推進し、受益農家の安全・安心な暮らしを確保する。
 また、これまで維持・管理作業等に多大な労力と時間を費やしていた受益農家の負担を軽減することで、地域農業の継続とさらなる発展を目指す。

【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
下田市	吉佐美地区	基盤整備(農業用排水施設)	下田市	有	イ	静岡県が一部費用負担

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規定第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()で書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段(1)の表に記載した事業と一体になって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

吉佐美地区(静岡県下田市)	区域面積 (2)	680 ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: ・当該区域の就業者数1,360人のうち、農業者人口は283人で約20.8%を占めており、本地域において農業は重要な産業人口は国勢調査及び農林業センサスによる ・当該区域の面積680haのうち農林地域面積は563haであり、農林地の占める割合は約83%である。 面積は、下田市土地利用現況図による		
法第3条第2号関係: 地区人口は増加(H16;2,275人 H21;2,337人で平均1%増)傾向にあるが、農林漁業者の高齢化傾向からみて地域活性化のためには、農業用水の安定供給と安全施設の更新による維持・管理の軽減及び安定的で安全・安心な生活環境の整備による定住条件の改善などが必要不可欠である。 人口は、住民基本台帳(平成16年3月、平成21年3月)を参照		
法第3条第3号関係: 混住化が進んでおり、一部に都市計画法による市街化区域を含んでいるが、当該地区の中に市街地を形成する区域は含まない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地籍(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民荘園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物			該当なし			
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)	該 当 な し	
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

【記入要領】

- 1 の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2 の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3 の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4 の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5 の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6 の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7 の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

活性化計画終了年度の翌年度(H25)に、下田市により住民基本台帳等の統計資料から本地域内の定住人口を確認し、減少抑制についての目標達成状況を検証する。

(下田市全体の過去5カ年の平均年人口減少率1.3%の半減(0.65%)を目標とする。(2,329人(平成22年3月) 2,284人(平成25年3月))

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・ 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・ 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・ 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。